



藤健福第1-1098号
平成24年3月22日

日中一時支援事業提供事業所 御中

藤井寺市福祉事務所



平成24年度藤井寺市日中一時支援事業について（通知）

平素は本市福祉行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本市と貴事業所との間で協定を交わしております、日中一時支援事業につきまして、その報酬額を別紙のとおり改定いたします。日中一時支援事業の報酬額については、障害福祉サービスの福祉型短期入所サービス費(I)及び福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)等の報酬単価及び地域区分を利用して設定しておりますが、今回の報酬単価等の改定を受け、日中一時支援事業の報酬も同様に改定されますので、お知らせします。

請求金額が従前額と異なりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

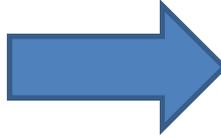
連絡先

藤井寺市健康福祉部福祉課 小川

電話番号：072-939-1106（直通）

FAX番号：072-952-9503

平成24年3月末まで		
種別・区分	区分	単価
障害者	区分6	8,900
	区分5	7,570
	区分4	6,240
	区分3	5,620
	区分2	4,900
	区分1	4,900
	遷延性意識障害	14,000
	療養介護対象者	24,000
障害児	区分3	7,570
	区分2	5,930
	区分1	4,900
	遷延性意識障害	14,000
	重症心身障害児	24,000



平成24年4月以降		
種別・区分	区分	単位数
障害者	区分6	882
	区分5	750
	区分4	619
	区分3	557
	区分2	486
	区分1	486
	遷延性意識障害	1,289
	療養介護対象者	2,251
障害児	区分3	750
	区分2	588
	区分1	486
	遷延性意識障害	1,289
	重症心身障害児	2,251

●利用時間の算定割合

時間区分	4時間未満	4時間～8時間未	8時間以上
算定割合	0.25	0.5	0.75

●日中一時支援事業の算定方法

日中一時支援事業の単価は、国の短期入所の報酬基準単価を下に、下記の計算により算出します。

$$\text{日中一時支援額} = \text{国の報酬基準単価} \times \text{利用時間割合} \times \text{地域区分}$$

* 日中一時支援額は、小数点以下は障害福祉サービスと同じく切り捨てます。

地域区分(一部抜粋)

	H23年度末	平成24年度
東大阪市	10.6	10.6
富田林市	10.36	10.36
大東市	10.18	10.29
羽曳野市	10.18	10.23
柏原市	10.18	10.18
太子町	10	10.05
河南町	10	10.05